- 1 日時 平成17年7月7日(木)14:00~16:30
- 2 場所 甲府地方裁判所
- 3 出席者
 - (1) 委員(五十音順)

´ 飯村委員,足立委員,稲葉委員,加藤委員,川島委員,高野委員,竹野 委員,南野委員,松島委員

(2) 甲府地方裁判所

´ 矢野裁判官(オブザーバー), 萩原事務局長, 天野事務局次長, 中嶋地裁総務課長, 古山民事首席書記官, 越田地裁総務課課長補佐(書記), 高橋家裁総務課課長補佐(書記)

4 議事等

- (1) 新委員(南野委員)の自己紹介
- (2) 飯村委員長による第5回委員会における意見及びアンケート概要の紹介
- (3) 矢野裁判官による裁判員制度に関する補足説明
 - ア制度の概要
 - イ 制度創設の背景・趣旨・目的など
 - ウ 制度施行までに必要な行程,まだ決められていない事項等について
 - エ 裁判員の辞退事由及び選任手続について
- (4) 意見交換等
 - ア 裁判員制度全般について

別紙1のとおり

- イ 模擬裁判(6月30日及び7月1日の二日間にわたり実施)の感想
- (ア) 川島委員による模擬裁判実施概要の説明
- (イ)傍聴した各委員からの感想,意見

別紙2のとおり

5 次回委員会のテーマ

川島委員より,今回積み残した議論を含めつつ,少し視野を広げ,司法制度改革の概要をテーマとしたい旨の提案があった。具体的な内容は整理して,後日各委員に送付することとなった。

- 6 事務局長による委員の再任に関する事務連絡
- 7 次回委員会期日

次回委員会(第7回)期日は,後日各委員の意向等を調整し,各委員に通知することとなった。

(別紙1)

裁判員制度全般に関する意見交換等

(1) 国民が参加した裁判の公正さ・納得性

(問題提起)

で、選任手続の過程では,法律の定める資格要件は別として基本的に資質を問わないとのことであるが,本当にそれで公正な裁判ができると考えるか。今までの刑事裁判では専門家が出した結論だからこそ国民が納得し従ったと思われる。

(意見等)

見守り 素人に判断されたくないと考える人もいるかも知れないが,一方で 裁判官に一般常識が足りないという批判もある。常識を代表して国民 が参加するというのも一つの解決策ではないかと思う。 裁判に国民が参加した方が良いという意見があり,それが国会で決

裁判に国民が参加した方が良いという意見があり、それが国会で決議されたわけであるから、これを尊重し良い制度にしていくべきと考えている。これにより国民の意識も変わって来るのではないかと思う。

国民と協働して結論を出すわけであり,むしろより一層,信頼感が 増すと考える人もいると思う

選任手続における質問で,事件関係者など公正を欠くと思われる者 を確認し除外するわけであり,これにより公正な裁判を担保している と言える。 (2) 裁判の迅速性と国民が裁判に参加することとの関連性について (問題提起)

司法制度改革は何を目指しているのか。もし,スピーディーな解決 を目指すのであれば,公判前整理手続だけ実現すればよいのであり, 国民が参加する必要はないのではないか。

(意見等)

スピーディーな審理の実現は法曹三者だけでは無理である。裁判員 に時間的な負担を負わさないために,スピーディーに審理を行おうと しているのである。

スピード化だけが目的ではないが,少なくとも裁判のスピードを一般の人が納得し理解を得られる早さにすべきである。これは法曹三者 だけで裁判手続を行っている現行の制度では100年かかってもでき

なかったことである。 民事事件では証人尋問に先だって、証言内容の要旨を事前に書面化した陳述書を取り交わす方法が広く用いられており、これにより内容をしっかり把握してつ迅速化が図られている。裁判員制度でもスピー ディーな審理を目指しているが、先日の模擬裁判を見ていて、果たし て裁判員がしっかり証言内容を理解できたかどうか危険性を感じた。

評議での意見等の発言について

(意見等)

判断過程に多面的な視点が加わることが制度の趣旨とのことである が、裁判官に先に意見を言われたら自分の意見を言う自信がない。企 業における判断は自分にとって利害得失が絡んでいるものであり、自 分の意見を言うことは容易である。しかし,裁判となると他人の人生 を左右するものであり不安感を感じる。少なくとも自ら判断するので はなく,裁判官の判断の補充的なものというのであれば参加できると

思う。 模擬裁判二日目の評議のみ傍聴したが,議論に慣れていないと を表現している。 の言いの強い人に引きずられてしまい、自分の意見が言えないのでは ないかという不安を感じた。

私は模擬裁判2日目の評議を傍聴したが,裁判官は終始,裁判員に 対する説明に止まっており,意見を押しつける場面は無かった。 (4) 裁判員制度制定に対する納得性について

(意見等)

裁判員制度は私たちが望んで決まったわけではないので,私自身は選ばれたくないというのが正直なところである。しかし現在私は,裁判員制度が決まったということは,国民が裁判に参加しなければなら ないという義務を課されたものであるとして理解し,納得をしている。 最終的に言うと,裁判員制度は結局国民に新たな義務を課したとい ういうことであり, それが国会で決まったということだと思う。

裁判員の安全性の確保

(問題提起)

傍聴人には立場的に被告人に近い人もいる。裁判員になると例え個 人情報が守られているとしても,公判後に跡をつけられてしまったら 命の危険もある。そうなった場合の対策はどうするのか。

(意見等)

法律上の手当としては裁判員への脅し等には重い刑罰が科されるこ とになっており、また個人情報を公にすることは厳に禁じられている。 公判後につけられてしまう等の実害の無いように、制度の運営にあたっては、裁判所等が万全を期す必要があると思う。

裁判員制度に対する期待度について

(問題提起)

裁判員制度にはどのような期待が持てるか。

(意見等)

制度が目指している方向には進むとは思うが , 果たして日本の社会 や個人がどの程度成熟しているかという問題がある。期待していると ころまでには,時間がかかると思う。

以前と比べて情報を取る手段も増えているし,日本人が口頭で意見 をやりとりする能力は高まってきていると感じてる。

ディスカッション能力が高まる方向で社会が動いているとは思うが、

-人一人見ていくと、そうも言えないと思う。 日本語は非常に曖昧な表現をするし、戦前の陪審制度の経験を踏ま えて見ても、日本人には議論は馴染まないと思う。

裁判員の役割・目的について

(問題提起)

会社組織では会社自体の目的が意思決定機関の目的そのものである が、裁判員制度における裁判員6人は何を共通の目的とすべきかがわ からない。国民としての誇りなのか、事件に対する正義感なのか、様 , 々な切り口があると思われるが , 目指しているゴールは何なのか。

(意見等)

裁判員の職責は、日常生活の中でも行っている事実認定が中心であ , 難しい法律の議論を求めるわけではない。

法曹三者に素人がどう加わればよいのかという点が不安であったが, 社会経験を生かした議論をすることが目的というなら気が楽になる。

(別紙2)

模擬裁判を傍聴した各委員からの感想・意見

どちらの方向から,深さ何センチで刺されたとか,裁判手続中のやり取 りが生々しく,途中で気分が悪くなり,傍聴は午前中で切り上げてしまった。選任手続では,心臓の強い人かどうかとか,女性,高齢者などは考慮 すべきではないか,そうでなければ充分な事前のレクが必要だと思った。

裁判員を体験した人は、罪や刑の重みを実感でき、これにより凶悪事件 発生の抑制という効果が生じるのではないかと思った。 証拠調べのスピードについては、そんなに早く感じなかった。

評議のみを傍聴したが、裁判官の精神的負担が大きいのではと感じた。 議論に慣れていない6人の裁判員が議論に参加したのでは相当の忍耐力が 必要であろう。

デ議の末、量刑が8年と言うことになったが、直前まで殺すつもりが無かったというのに重い結果だと思った。

評議を午前中のみ傍聴したが,その限りでは傷害致死かなと思った。結

論を見ると予想より重い結果だった。

裁判員に分かりやすい裁判という点では、書面でやり取りする方がよい のか、パワーポイントで視覚的に訴える方がよいのか迷うところであるが、 裁判員が裁判の素人であることを考えると後者の方が良いのではと思う。 ところが、今回の裁判員役には、若干は素養のある人が選ばれていた関係 もあり,全員が書面での資料配布を要請していた。

事前準備には、時間も労力も相当に費やしたが、そのかいもあって大多中身が濃く、模擬裁判の域を超えたものができたと思う。 評議の時間不足を感じた。もう少し時間があれば議論を尽くせたと思う。 そのかいもあって大変

しかし結論を出すには至ったわけであり、この制度においても一応の結論 は出せるという自信に繋がった。

裁判員制度では、従来のように裁判官のみで結論を出した場合と、ある 程度の差が出てくることも考えられるが、その程度は価値観の問題であり、 許容の範囲内であると思う。 中間評議などを入れて、次の証人が裁判にとって、どういう意味があるの

かなどを確認し合うことができれば,随分評議が充実すると思われる。